

# 帝国議会の運営と会議録をめぐって

大 山 英 久

## 目 次

はじめに	4
I 議会開設まで	5
II 帝国議会の権限	6
III 両院の構成	7
1 貴族院	8
2 衆議院	
IV 帝国議会の会期	
V 本会議及び委員会の構成と審議の流れ	
1 法律案	
2 常任委員会	
3 予算・決算	
	4 全院委員会
	5 両院協議会
	6 解散と停会
	7 公 開
	8 会議録
	VI 帝国議会議録検索システムについて
	おわりに
	表1 会期、主な出来事等
	表2 貴族院・衆議院の議員数

## はじめに

帝国議会は、明治23（1890）年10月10日に公布された召集詔書により11月25日に召集された。貴族院では議会召集に先立って議長・副議長が勅任されており、召集日に議員の議席及び部属を定めて「院の成立」がなされた。一方、衆議院においては召集日に議長・副議長の選挙が行われ、翌11月26日に勅任、11月27日に議員の議席と部属の決定が行われ「院の成立」がなされた。初代の貴族院議長は伊藤博文、衆議院議長は中島信行であり、議会開設時の内閣総理大臣は山縣有朋であった。そして、11月29日、貴族院本会議場において「開院式」が行われ、天皇が勅語を読み上げた。これをもって帝国議会は開会し、近代的議会制度が実現した。また、この帝国議会の開会をもって大日本帝国憲法は効力を発した。

議会在開設されてから今年で115年になる。そのうち帝国議会はほぼ半分の56年を占めているが、新しい国会となってからもうそれ以上の年月を占めている。そういう点からすると帝国議会の会議録は古い過去の遺物のように思われるかもしれない。

しかし、当調査局で開発して平成16年度から公開している「日本法令索引データベース」は、明治19年の公文式以降の法律等の索引をデータベース化したものであり、帝国議会の開設が明治23年であることから、このデータベースに収録されている法律等のかなりの部分は帝国議会で審議されたものである。現在、改正が問題となっている「教育基本法」（\*第92回帝国議会で成立：昭和22年3月31日法律第25号）のように、帝国議会で審議されて成立したもので現在まだ効力を有する法律もある。成立時の状況や議論を知るためには帝国議会の会議録を参照する必

要がある。また、現在の日本国憲法の審議も帝国議会<sup>(1)</sup>で行われており、帝国議会の会議録は憲法制定過程をめぐる重要な資料の一つとなっている。さらに、斎藤隆夫議員の肅軍演説<sup>(2)</sup>のように、著名な政治家の帝国議会での発言がTV等でもしばしば放送される。このように帝国議会の会議録はまさに近代日本政治史の宝庫であり、貴重な一級品の資料でもある。

当調査局は、平成16年度から帝国議会議録のデータベース化を図ることになった。平成16年度にはシステムの構築とサーバ等の機器の導入、一部会議録のデータ化などを行った。そして今後数年かけて第1回の会議録まで遡及してデータベース化する計画となっている。

帝国議会開設に至る経緯、議会における様々な歴史的、政治的な動きなどについては、多くの論文や書籍が出ているのでここではほとんど触れない。本稿では帝国議会の会議録データベースを利用するとき参考になると思われる制度、組織、運営、主要な出来事など、基礎となり背景となると思われる事柄をまとめたものである。それは帝国議会と現国会では組織、運営、手続きなどがかなり異なっているし、帝国議会におけるこれらのことについて現在では知っている人も少なくなっており、また簡単に参照できるまとまった資料も見当たらないからである。さらには時代的背景もわかりにくくなっている。ここでは主にこれらの事柄について現国会におけるものとの違いを意識しながらまとめた。ま

た、必要に応じて国会会議録との関係や構築した帝国議会議録検索システムについても触れている。

\*引用等においては漢字やかな遣いは適宜置き換えて使用していることがある。例えば、國→国、會→会、カタカナ→ひらがな、などである。

\*記述の中で単に「憲法」と表記するときは「大日本帝国憲法（明治憲法）」をさし、現在の憲法について記述するときは「日本国憲法」と表記する。

## I 議会開設まで

国会開設要求や様々な憲法草案が出されるなどの動きのなかで、明治14年10月12日、「明治23年ヲ期シ議員ヲ召シ国会ヲ開」くことを宣言した「国会開設ノ勅諭」が発表された。

明治21年4月には憲法草案が奏上された。これを審議するため枢密院（議長：伊藤博文）が設置され、天皇親臨のもとでの審議を経て、明治22年2月11日、大日本帝国憲法発布の大典が行われ、同時に官報号外によって公布された。そして、その上諭<sup>(3)</sup>において「帝国議会ハ明治23年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ」と定められた。また同時に議院法（明治22年法律第2号）、衆議院議員選挙法（明治22年法律第3号）、貴族院令（明治22年勅令第11号）等が公布され、議会開設の枠組みができあがった。

明治23年6月から9月にかけて貴族院議員の

(1) 憲法第73条（将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スル必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議会ノ議ニ付スヘシ）に従い、第90回帝国議会の開院式の6月20日、「帝国憲法改正案」が勅書をもって衆議院に提出された。勅書は次のとおりである。「朕は、国民の至高の総意に基いて、基本的人権を尊重し、国民の自由の福祉を永久に確保し、民主主義的傾向の強化に対する一切の障害を除去し、進んで戦争を放棄して、世界永遠の平和を希求し、これにより国家再建の礎を固めるために、国民の自由に表示した意思による憲法の全面的改正を意図し、ここに帝国憲法第73条によって帝国憲法の改正案を帝国議会の議に付する」。

(2) 第69回帝国議会。また、第75回帝国議会の衆議院本会議における同議員の代表質問の際の日華事変処理の質問演説では反軍的であると問題化し、演説の後半部分は会議録から削除され、また議長職権により同議員は懲罰委員会にかけられた後、本会議で賛成多数で除名が議決された。

(3) 上諭とは明治憲法下で、法律・勅令・条約・予算などを公布する時、天皇の裁可を表示したもの（広辞苑）

勅任や互選が行われ、明治23年7月1日には第1回の衆議院議員選挙が行われ衆議院議員を選出した。そして、明治23年10月10日、「朕帝国憲法第7条及第41条ニ依り本年11月25日ヲ以テ帝国議會ヲ東京ニ召集ス」という召集詔書が公布された。翌10月11日には貴族院成立規則及び衆議院成立規則が勅令として公布（明治23年勅令第220号）され、さらに10月20日の詔勅で元老院の閉院が命ぜられ、議会開設の準備は完了した。

## II 帝国議会の権限

憲法第5条「天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」にあるように、議会は、天皇の立法権を「協賛」するにすぎなかった。法律を制定するには憲法第6条で「天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス」とあるように、両議院の議決だけでなく天皇の裁可を必要とした。予算に関しても憲法第64条で「国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議會ノ協賛ヲ経ヘシ」となっていた。さらに、天皇には議会の協賛を要することなく行える「大権事項」が認められており、これらの事項は帝国議会の権限の範囲外となり、議会の力には限界があった。

天皇の大権事項は、行政各部の官制・文武官の任免や俸給（憲法第10条）、陸海軍の統帥（第11条）、陸海軍の編成および常備兵額の決定（第12条）、宣戦講和および条約の締結（第13条）

栄典の授与（第15条）、恩赦（第16条）、憲法改正の発議（第73条）などきわめて広範囲にわたっていた。天皇の大権事項は法律によらず、勅令や詔勅で規定した。

一方、憲法は、帝国議会に法律や予算の議決権のほかに、天皇に対する上奏<sup>(4)</sup>（憲法第49条<sup>(5)</sup>）、政府に対して建議<sup>(6)</sup>をなすこと（憲法第40条<sup>(7)</sup>）、国民からの請願を受理すること（憲法第50条<sup>(8)</sup>）などの権限を認めていた。ただし、上奏を採納するかどうかは天皇の自由であり、建議を採納するかどうかは政府の自由であった。また、請願は議員の紹介によらなければならなかった。

議院法第48条<sup>(9)</sup>では個々の議員が30人以上の賛成で政府に質問をすることが認められており、これを「質問」と称し、議案審議における質問は「質疑」と称して、はっきり区分けされている。手続きとしては、質問者が質問主意書を作成して議長に提出する。また、議院法第74条<sup>(10)</sup>では「審査」のために、政府に対して必要な報告や文書の提出を求めることができた。この他、議院の意思を表明する方法として決議があったが、法的な効果を有するものでなかった。

両院の関係においては、衆議院に予算の先議権が認められていたことを除いては、両院は対等の議決権を有していて、他の院の議決に優越することはなかった。

また、現在の国会と大きく異なる点の一つとしては、帝国議会には内閣総理大臣を指名する

(4) 上奏とは、議院の意思を直接天皇に伝えることで、議長の発議により賛成があれば起草委員会を設けて起草するか、30名以上の議員の賛成者をもって議員が発議して会議に付した。

(5) 憲法第49条 「両議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得」

(6) 建議とは議院の意見を政府に伝え、その採納を求めることで、30名以上の賛成者をもって議員が発議する。

(7) 憲法第40条 「両議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付キ各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同会期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス」

(8) 憲法第50条 「両議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得」

(9) 議院法第48条 「両議院ノ議員政府ニ対シ質問ヲ為サムトスルキハ30人以上ノ賛成者アルヲ要ス 質問ハ簡明ナル主意書ヲ作り賛成者と共に連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ」

(10) 議院法第74条 「各議員ヨリ審査ノ為ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ渉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ応スヘシ」

権限がなかったことがあげられる。

### III 両院の構成

憲法第33条で「帝国議會ハ貴族院衆議院ノ両院ヲ以テ成立ス」と規定してあるように、帝国議會は、皇族華族勅任議員からなる貴族院と、一般国民から公選された議員からなる衆議院の2院をもって構成された。

#### 1 貴族院

貴族院は、憲法第34条で「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」と規定している。この構成をさらに詳しく見ると次のようになっている。

##### (1) 皇族

満20歳（皇太子・皇太孫は18歳）になると自動的に議席が与えられた。しかし、皇族議員が貴族院に出席したことは一度もなかった。

##### (2) 華族

公爵・侯爵・伯爵・子爵・男爵に分かれていて、爵位によって議員資格が異なる。

###### (i) 公爵・侯爵

満25歳になると自動的に議席が与えられた。貴族院令の第4次改正（第50回帝国議會）で満30歳に改められた。

###### (ii) 伯爵・子爵・男爵

満25歳以上の有爵者が各爵位ごとに互選によって選ばれた。各々の定員は当初は各爵位総員の5分の1以内であったが、それに加えて、貴族院令の第1次改正（第21回帝国議會）で三爵の総数を143人以内とし、第2次改正（第25回帝国議會）で伯爵17人以内、子爵70人以内、男爵63人以内とし、第3次改正（第40回帝国議會）で伯爵20人以内、子爵・男爵とも73人以内で選挙毎に勅命で指定することになった。そして第4次改正（第50回帝国議會）で満30歳以上に改められ、定数は伯爵18人、

子爵66人、男爵66人とした。任期は7年である。

##### (3) 勅任議員

勅選議員と多額納税議員に分けられる。大正14年から帝国学士院選出議員が、昭和20年から朝鮮及び台湾在住者議員が加わった。定員は貴族院令によって決められている。

###### (i) 勅選議員

貴族院令第1条で「国家ニ勲勞アリ又ハ学識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者」と規定している。定員は125人以内で、政府によって選ばれた満30歳以上の男子で、終身議員である。

###### (ii) 多額納税議員

各府県毎に満30歳以上の男子で直接国税納税額の最も多い者15名を選び、その中から1名を互選で選んでいた。貴族院令の第3次改正（第40回帝国議會）で各府県が北海道各府県となり、さらに第4次改正（第50回帝国議會）で総数は66人以内で、北海道各府県毎に直接国税納入額の多い満30歳以上の男子の中の100人から1名、あるいは200人から2名を互選で選ぶように改められた。北海道各府県毎の定数は、通常選挙毎に人口に応じて1人又は2人を勅命で定めた。第5次改正（第86回帝国議會）で北海道各府県を東京都北海道樺太各府県に、そして総数を67人以内に改めた。第6次改正（第90回帝国議會）で樺太が削除され、総数も66人以内に改められた。任期は7年である。

###### (iii) 帝国学士院選出議員

貴族院令の第4次改正（第50回帝国議會）で設けられた。帝国学士院の会員で満30歳以上の男子の中から4名を互選で選ぶ。任期は7年である。

###### (iv) 朝鮮及び台湾在住者議員

貴族院令の第5次改正（第86回帝国議會）で朝鮮及び台湾住民の政治的処遇を改善するため、朝鮮及び台湾に在住する満30歳以上の

男子で名望あるものを加えたが、ポツダム宣言の受諾に伴い日本の朝鮮及び台湾に対する統治権がなくなったため（\*上記、多額納税議員の権太の削除も同じ理由による）第6次改正（第90回帝国議会）で廃止された。定員は10人以内で、任期は7年である。

貴族院令第7条<sup>(11)</sup>では、勅任議員の数は華族議員の数をこえてはならないと規定していたが、これは貴族院令の第4次改正で廃止され、同7条は(v)朝鮮及び台湾在住者議員を規定する条項となった。

このような選任の方法のため、貴族院議員の数は会期ごとに異なっており、一定していない。議員数の変遷は文末の（別表2）のようになっている。

## 2 衆議院

衆議院は、明治22年憲法発布と同時に公布された衆議院議員選挙法によって選出された議員によって構成された<sup>(12)</sup>。当初、選挙権は満25歳以上の男子で1年以上その府県内で直接国税を15円以上納めていた者に与えられ、被選挙権は満30歳以上の男子で同じく15円以上納めていた者に与えられ、定数は300人であった。選挙法の明治33年の改正（第14回帝国議会）で、選挙権に必要な納税額を10円以上に引き下げ、被選挙権に必要な納税額は撤廃し、定数は369人とした。大正8年の改正（第41回帝国議会）で、選挙権に必要な納税額を3円以上に引き下げ、定数は464人とした。この二度の改正の後、大正14年の改正（第50回帝国議会）では、選挙

権に必要な納税額を撤廃し、定数を466人とした、いわゆる普通選挙法が両院を通過し、昭和3年2月の第16回総選挙から実施された。この結果として第55回帝国議会（特別議会）からは、普通選挙によって選ばれた議員となっている。ただし普通選挙というものの、選挙権が納税額に関係なく満25歳以上の男子に与えられたというもので、被選挙権を含め女性には与えられなかった。そして昭和20年（第89回帝国議会）になって選挙権年齢を満20歳以上、被選挙権年齢を満25歳以上に引き下げ、女子にも選挙権・被選挙権が与えられ、定数を468人とした。

議員の任期は4年で、開会中に任期が終了する場合には閉会まで延長された。解散のときはその時点で議員の任期が終了することは現在と変わらない。

## IV 帝国議会の会期

「会期とは、国会が憲法上の権能を行使することができる期間」であり、イギリスでは君主の権能として議会を召集し会期を定めたが、大日本帝国憲法でもこの建前を採用して第7条で「天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス」、とした<sup>(13)</sup>。

さらに憲法上の規定

- 第41条 「帝国議会ハ毎年之ヲ召集ス」
- 第42条 「帝国議会ハ三箇月ヲ以テ会期トス、必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ」
- 第43条 「臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常会ノ外臨時会ヲ召集スヘシ、臨時会ノ会

(11) 貴族院令第7条 「国家ニ勲労アリ又ハ学識アル者及各府県ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者ヨリ勅任セラレタル議員ハ有爵議員ノ数ニ超過スルコトヲ得ス」

この条文は第4次改正で削除され、第7条は第5次改正で新たに以下ようになった。

貴族院令第7条 「朝鮮又ハ台湾ニ在住スル満30歳以上ノ男子ニシテ名望アル者ヨリ勅任セラレタル者ハ7箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ 前項議員ノ数ハ10人以内トス」

(12) 憲法第35条 「衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス」

(13) 高見勝利『声部憲法学を読む－統治機構論－』有斐閣，2004，p.150.

期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル」

- ・第45条 「衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選挙セシメ、解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ」

にあるように、現在と同様に常会（通称、通常議会）、臨時会（通称、臨時議会）、特別会（通称、特別議会、解散後の議会、憲法第45条による議会等といわれた）の三つの召集の種類があった（\*常会、臨時会は憲法に記載された名称であるが、特別会については特に名称の記載がない）。

常会の3ヶ月は暦でなく90日と解釈していた。また、上記各条から毎年召集されるのは常会であると解釈されるのであるが、現在の国会における常会は日本国憲法第52条で明記している<sup>(14)</sup>。常会を召集する大きな理由としては、憲法第64条で「国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ経ヘシ」とあることから、常会で毎年度の予算を議決する必要があったからである。政府の会計年度が4月から翌年の3月までであったことから、常会の召集時期は毎年ほぼ同じ頃になっている。

議院法第1条で「帝国議会召集ノ勅諭ハ集会ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ発布スヘシ」とあるが、緊急の必要のある臨時議会は召集の詔書を40日前までに公布しなくてもいいと解されていたため、総選挙後でも40日の余裕がないときは、特別議会でなく臨時議会を召集することがあった。例えば第60回帝国議会（通常議会）は昭和7年1月21日に解散され、2月20日に第18回衆議院議員総選挙が行われたが、3月20日に開会された第61回帝国議会は臨時議会となっている。臨時議会でなく通常議会としたこともある。例えば第12回帝国議会は明治31年6月10日に解散され、8月10日に衆議院議員総

選挙が行われたが、12月3日に開会された第13回帝国議会は特別・通常議会となっている。

議員は召集によって集會する。議会の召集は天皇の大権事項であって、召集勅書（詔書）が公布される。

朕帝国憲法第7条及第41条（43条、45条）ニ依リ本年 月 日ヲ以テ帝国議会ヲ東京ニ召集ス

御名御璽

年 月 日

内閣総理大臣以下各大臣副署

（\*日清戦争時の第7回帝国議会は広島に召集された）

召集日に議員が集まり、議長、副議長の選挙、議員の議席や部属の決定等がなされたときを「院の成立」とした。院の成立を受けて天皇から開会の詔勅が発せられ、そこで指定された日に天皇が親臨（\*出席）して開院式<sup>(15)</sup>が行われた（\*親臨しないこともあった<sup>(16)</sup>）。即ち召集、院の成立、開院式の3段階を踏むことによって議会は開会された。そして開院式を会期の初日としている。即ちこの日を以て議会は権能を有することになる。

また閉会も憲法第7条に規定したとおり天皇の大権事項である。議院法第36条では「閉会ハ勅命ニ由リ両議院合会ニ於テ之ヲ举行スルコト開院ノ式ニ同シ」となっている。閉会するという勅語が出され（\*詔書による公布はない）、そこで指定した日に閉院式が行われ天皇が閉会の勅語を下した（\*閉院式に天皇が親臨したことは

(14) 日本国憲法第52条 「国会の常会は、毎年1回これを召集する。」

(15) 開院式では天皇の勅語を賜り、各院ではまず勅語に対する奉答文を作成する会議が開かれる。

(16) 天皇が出席しなかったのは、第8回、13回、27回、32回、41回～52回帝国議会の16議会である。その内、第45回、47回～51回の6回は摂政となった皇太子が台臨して勅語を下している。その他の10回は内閣総理大臣等が奉読している。

なかった)。通例は、会期が終了したときいつ閉会するという勅語が出されるが、会期終了の翌日に閉院式が行われることが多かった。従って、開院式は会期の初日であるが、閉院式は会期の最後とは限らないといえる。閉会をもって議会の権能の行使も終了することになる。

会期終了後、現国会では閉会中審査・継続審査が行われる場合は（\*手続きの上）、その会議録は会期中と同じ会期番号が付与されている。便宜上国会会議録検索システムでは、開会から閉会までを会期、開会から次の国会の開会の前日までを回次と呼んでいる。閉会中に開かれた委員会の号数に関しては、衆議院は会期中の号数に継続し、参議院は会期終了で号数を閉じ、閉会中の会議録は新たに閉会中～号というようにまた1号から付与している。

会期終了後の閉会中審議データは会期内データと同じ会期の会議録として扱うため、検索においては開会日から次の国会の開会日の前日までを回次として扱わざるを得ないのである。

一方、帝国議会では、天皇の命により議を開会しまた閉会するという制度上、閉会中の審査は原則としてはないのである。ただし次のような例外があった。議院法第35条の会期不継続の原則によって、議案等を次の会期に持ち越せなかったが、同じ条に但し書きで例外として継続した審査を認めていた<sup>(17)</sup>。しかし貴族院では、継続委員（\*委員会の意）の設置による審査手続きに関する規則を作った<sup>(18)</sup>が、実施されたことはなく、衆議院ではそのような規則の制定にも立ち至らなかった。したがって閉会中

の審査は行われなかった。

また、本会議録に関しては、現国会では、召集日の会議録を第1号としているが、帝国議会の会議録では、第1号の前に、院の構成、開院式の会議録があり、それには号数が付与されていない。

通常議会（常会）の日数は憲法で規定されていたため数日以上的大幅な延長はなされず、また通例、臨時議会（臨時会）は2～10日、特別議会は10日～30日で会期が決められていた。但し、第90回帝国議会（臨時会）は憲法改正案等を始めとして重要法案が多かったため、当初の40日の会期が4回の延長によって114日となり、帝国議会史上最長の会期となっている。

## V 本会議及び委員会の構成と審議の流れ

現国会は委員会中心主義といわれるが、帝国議会は基本的に本会議中心主義となっていた。

### 1 法律案

法律案は本会議にかけられ、必要があれば委員会を設置して議案を審査する。ただし、議院法第28条<sup>(19)</sup>にあるように、政府提出法案は緊急の必要を除いては委員会審査を経ないで議決することができないため、基本的には委員会を開いて審査することになる。議員提出法案は、委員会に付託されるか、委員会審査を経ないで本会議で審議されるか、廃案かになる。ただし、すべての法案に対して単独の委員会を設置したわけではなく、いくつかの法案を一括して一つの

(17) 議院法第35条 「帝国議会閉会ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサルモノハ後会ニ継続セス但シ第25条ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」

議院法第25条 「各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ経テ議会閉会ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ継続セシムルコトヲ得」

(18) 第52回帝国議会に10条からなる「閉会中議案審査ノ継続ニ関スル規則案」が提出され可決された。

(19) 議院法第28条 「政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ経スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス」

委員会に付託したり、関連した委員会に追加して付託したりしている。したがって委員会は会期ごとに設置され、またほとんど法律案名を冠した名称になっている。また名称は貴族院と衆議院では異なっていて、貴族院では～特別委員会、衆議院では～委員会としている。

法案審議は形式的には三読会制<sup>(20)</sup>をとっている。即ち法案の基本的内容の審議、逐条審議と修正案作成、院議の確定の三段階がある。読会というのは、印刷業が十分発達していなかったため、議案を印刷配布せずに会議で朗読したため、朗読会ということから読会という言葉が生まれたという。また、法律の重要性から一気に議決することのないように会議を三段階に分け、相当の日時を置くことが本来の趣旨であった。

本会議で議案の朗読（通例省略）、趣旨弁明（説明）、質疑、委員会付託、そして委員会で審査され終了したものは本会議で委員長報告、質疑、討論の後、採決を行うが、この採決は議案の可否でなく第二読会を開くか否かを定めるものである<sup>(21)</sup>（ここまでが第一読会。また、委員長報告以降の過程を第一読会の続会と称した）。採択された場合は逐条審議を行うことになるのだが、実際は委員会で詳細な審査を行っているので省略され、むしろ修正案の扱いが中心になり、修正案か原案かが決定される（ここまで第二読会）。その後これを院議として確定するかが議決される（第三読会）。そして議院規則<sup>(22)</sup>で規定してあるように「議案中互に抵触スル事項又ハ現行法律ト抵触スル事項アルコトヲ発見シタルトキ」以外は、第三読会では修正動議を出すことはできなかった。

また、議案の議決が急を要するときには読会

を省略することができた。省略は、政府または10名以上の議員の要求があり、出席議員の三分の二以上の多数で可決したときに行われた<sup>(20)</sup>。そして、次第に重要法案以外では正式な三読会の手順を踏むことは少なくなっていった。

## 2 常任委員会

法律案審議以外ではいくつかの固定的な常任委員会が設置されていた。

貴族院では、予算委員会、請願委員会、懲罰委員会、決算委員会、資格審査委員会

衆議院では、予算委員会、請願委員会、懲罰委員会、決算委員会、建議委員会

ただし決算委員会は議会開設の当初からは存在せず、貴族院にあっては第6回帝国議会（明治27年）から、衆議院にあっては第8回帝国議会（明治28年）から設置されている。貴族院の資格審査委員会は、貴族院議員の資格と選挙争訟を審査するためのものである。衆議院の建議委員会は第63回帝国議会（昭和7年）から建議案の審査のために設置されたものである。また、審議事項の多い予算、決算、請願、建議の各委員会では、予算で第1～第6、決算・請願・建議で各々第1～第4の分科会が設けられている。また、先に記した法律案における（特別）委員会を含め、すべての委員会において小委員会を設けることができた。

先に記した（特別）委員会が本会議にかけられた案件によって設置されたのに対して、常任委員会の審議対象案件は、議会に提出されると本会議を経ずに常任委員会にかけられ、その結果が本会議に報告されるというプロセスをとっていた。

<sup>(20)</sup> 議院法第27条 「法律ノ議案ハ三読会ヲ経テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員10人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ可決シタルトキハ三読会ノ順序ヲ省略スルコトヲ得」

<sup>(21)</sup> 貴族院規則第74条に「議院ハ委員会ノ報告ヲ待チ大体ニ付キ討論シタル後第二読会ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ」とあり、衆議院規則第94条でもほぼ同様な表現となっている。

<sup>(22)</sup> 貴族院規則第82条、衆議院規則第103条



### 3 予算・決算

予算案については、政府から予算案が提出されるとすぐ予算委員会で審査を行い本会議で採決された。当初の議院法第40条では、各院の予算委員会は予算案を受け取った日から15日以内に審査を終了して議院に報告すると規定されていたが、第22回帝国議会（明治39年）での議院法の改正で15日が21日に改められた。そして、第52回帝国議会（昭和2年）での議院法の改正で、やむを得ない事由があるときは議決をもって5日を超えない範囲で審査を延長できるとした。

予算案に関しては否決ができず、修正のみ可能であった。しかも予算の編成権は政府のみが有していて議会にはなかったため、修正も予算金額の削減だけであった。ただし、追加予算案は否決できた。また、緊急時には委員会の審査を省略して本会議にかけることができた。軍事費、大礼費、大葬費、国葬費など追加予算のときにしばしば省略された。法律案は貴族院、衆議院のいずれを先に提出してもかまわなかったが、予算案に関してはまず衆議院に提出しなければならなかった（衆議院の予算先議権）<sup>(23)</sup>。

決算は政府から両院に提出され、各院は別々に議決し、議決したものは他の院に送付されない。したがって、両院の議決が異なることがある。請願も両院が別々に議決する。

### 4 全院委員会

帝国議会には全院委員会という通常の委員会と形式の異なった委員会があった。各院の全議員を委員とする委員会で、したがって本会議と同じである。会場も本会議場を使用し、公開す

ることも本会議と同じである。ただし、全院委員長が議長の代わりに座長を務める。全院委員長は開会の始めに選挙で選ばれる<sup>(24)</sup>。全院委員会の開会は議長が必要と認めるか、あるいは議員10人以上が必要と認めたとき、本会議に諮って可決されれば直ちに開会する。議長が全院委員会を開くことを告げ、書記官長とともに議場を退いて全院委員長に座長を譲る。閉会するときは、全院委員長が委員会を閉じることを述べて議長の出席を請い、議長が出席すると同時に座長を議長に譲り、委員長はその席から退き、議事の結果を議院に報告する。本会議と同じようなものをなぜ委員会として開会したかについてはいろいろな解釈があるが判明しない。一般的には「是其ノ自由ナル質問及審査ヲ行ヒ以テ会議ノ予備ヲ為ス所以ナリ」<sup>(25)</sup>と考えられている。開かれたのは案件ごとに記すと、

貴族院 第1回帝国議会（明治24年1月28日）  
第13回帝国議会（明治32年2月21日、3月1日、3日）

衆議院 第1回帝国議会（明治24年1月8日）  
第1回帝国議会（明治24年1月9日、10日、14～17日、19日、29日、31日、2月2日、3日）  
第3回帝国議会（明治25年6月9日）  
第4回帝国議会（明治25年12月19日）  
第13回帝国議会（明治31年12月23日）

の7案件で、いずれも予算に関したものであった。

### 5 両院協議会

議案が提出された院の可決内容に対して、送付された後議の院が否決した場合はその議案はそれで不成立となってしてしまうが、否決でなく修正して可決した場合、その修正案は議案を

<sup>(23)</sup> 憲法第65条 「予算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ」

<sup>(24)</sup> 議院法第21条 「全院委員長ハ1会期コトニ開会ノ始ニ於テ之ヲ選挙ス」

<sup>(25)</sup> 旧伊東巳代治文書の議院法の註解による。大石眞『議院法制定史の研究 日本議会法伝統の形成』成文堂、1990.6, p.320.

提出した先議の院に回付される。先議の院でその修正案に同意すれば、その議案は修正案通りに確定する。しかし修正案に同意できないときは、議案を提出した先議の院は両院協議会の開会を請求しなければならず、他の院はこれに応じなければならない。

両院はおのおの同数の委員を選出し、協議会の議長は毎回各院が交代する。会議では、両院協議会開会を請求した理由の説明、修正した理由の説明の後、質疑、討論を行い、いずれの案にするか採決される。採決された成案は両院に対して拘束力はない。

成案は、まず両院協議会の開会を請求した先議の院の本会議にかけられ、否決されればそれで廃案となり、可決された場合は後議の院に送付され本会議にかけられて賛否が決められる。成案に対しては修正はできず、また問題部分以外の箇所については議論はできなかった。

## 6 解散と停会

解散は、現在の国会と同様に衆議院にのみあり、貴族院にはなかった。また、帝国議会には議会の活動を一時停止させる停会という制度があった。停会は解散と違って衆議院だけでなく貴族院にもあり、停会の命令は両院同時であった<sup>(26)</sup>。停会及び衆議院の解散は、憲法第7条<sup>(27)</sup>で規定しているように、天皇の命令による詔書によって行われたが、実質的には政府の権限であった。議院法第33条では「政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停会ヲ命スルコトヲ

得」としている。停会は1議会で1回と限ったものでなく、例えば第5回帝国議会では、10日間、14日間の2回の停会によって議会の機能が停止させられている。また、衆議院が解散されると、貴族院は停会を命ぜられた<sup>(28)</sup>。この場合の停会は、会期中の停会と異なり、実質的には閉会あるいは閉院である。

## 7 公開

憲法第48条により本会議は公開<sup>(29)</sup>、議院法第23条および第58条によって委員会は原則非公開である<sup>(30)</sup>。公開というのは、傍聴を許し、議事録を刊行することを意味している。ただし、全院委員会にはこのような規定がなかったため公開することができた。

また、憲法第48条は、(国家及び国民の重大な利害が絡む問題を扱うときは)政府からの要求あるいは議院の決議によって公開しない秘密会とすることができるように定めている。議院法第37条では「1議長又ハ議員10人以上の発議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ 2政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ」、は「公開ヲ停ムルコトヲ得」としており、議院法第39条で「秘密会議ハ刊行スルコトヲ許サス」と規定している。

## 8 会議録

貴族院・衆議院は各々議事録と速記録を作成することになっていた。これは議長の職務<sup>(31)</sup>の内、議院の秩序を維持するための議院法第17条<sup>(32)</sup>と議事録の作成を規定した第17条第2項<sup>(33)</sup>

<sup>(26)</sup> 憲法第44条 「帝国議会ノ開会閉会会期ノ延長及停会ハ両院同時ニ之ヲ行フヘシ」

<sup>(27)</sup> 憲法第7条 「天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス」

<sup>(28)</sup> 憲法第44条第2項 「衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停会セラルベシ」

<sup>(29)</sup> 憲法第48条 「両議院ノ会議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密会ト為スコトヲ得」

<sup>(30)</sup> 議院法第23条 「常任委員会及特別委員会ハ議員ノ外傍聴ヲ禁ス但シ委員会ノ決議ニ由リ議員ノ傍聴ヲ禁スルコトヲ得」

議院法第58条 「両院協議会ハ傍聴ヲ許サス」

<sup>(31)</sup> 議院法第10条 「各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス」

<sup>(32)</sup> 議院法第17条 「書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ提理シ公文ニ署名ス」

<sup>(33)</sup> 議院法第17条第2項 「書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス」

から生じていると考えられる。議事録は会議の経過、状況を記録したもので、貴族院規則第117条、衆議院規則第135条によると以下の事項からなる。

- 1 議院の成立及び開会、閉会、停会に関する事項及び其の年月日時
- 2 開議、延会、中止及び散会の月日時
- 3 出席国务大臣及び政府委員の氏名
- 4 勅語及び勅旨
- 5 議長及び委員長の報告
- 6 会議に付した議案の題目
- 7 議題となりたる動議及び動議者の氏名
- 8 決議の事項
- 9 表決及び可否の数を計算したときは其の数
- 10 議院に於て必要と認めたる事項

そして「議事録ハ議長又ハ当日ノ会議ヲ整理シタル副議長若ハ仮議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名捺印スヘシ」<sup>(34)</sup>としている。

一方、議事速記録は「議事速記録ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載ス」<sup>(35)</sup>とあるだけで、議院法や貴族院規則、衆議院規則には詳細な規定がみあたらない。速記したものを反文（普通の文字に書き直す）したものであり、記載事項は

- 議事日程
- 議案
- 議事
- 投票者氏名
- 諸般の報告
- その他

となっている。従って質疑答弁等の実質的な審

議内容は議事速記録に掲載されている。

議事速記録は官報号外として刊行されている。これも明確な規定があるわけではなく、両院の書記官長が帝国議会開会直前に官報局長に「帝国議会速記録を日々官報として刊行していいか」という内容の照会をだし、官報局長がそれに同意したことで委託行為が成立したと解釈している<sup>(36)</sup>。

衆議院議事速記録第1号（明治23年12月3日）で議長の中島は次のように述べている「…速記録ハ成ルベク官報ノ附録ニ掲載シ…成ルベク速ニ官報ニ掲載スルコトニ致シマス、官報附録ヲ官報ト共ニ各議員ニ配布致シマス、…」。第1回帝国議会では日曜祝祭日に速記録が出される時だけ官報号外としたが、第2回帝国議会からはすべて会議の翌日の官報号外として発行された。

## VI 帝国議会会議録検索システムについて

今回構築している帝国議会会議録検索システムについて簡単に紹介する。

データベースは、第1回帝国議会から第92回帝国議会までの附録・目次・索引を含めたすべての会議録（議事速記録）の画像データが中心である。また、戦後分の第88回～第92回帝国議会に関しては、利用の便を考慮して、目次・索引以外の附録を含めたすべての会議録についてテキストデータも作成している。したがって戦後分に関しては発言された言葉や会議録中の文字等による検索が可能である。テキスト化した範囲も国会会議録検索システム<sup>(37)</sup>では頭書き

<sup>(34)</sup> 貴族院規則第119条、衆議院規則第137条

<sup>(35)</sup> 貴族院規則第120条、衆議院規則第138条

<sup>(36)</sup> 明治23年10月31日、貴衆両院書記官長より帝国議会議事速記録を官報付録として議会開会中日々発行されたい旨交渉あり、官報局長同意する（大蔵省印刷局編『官報百年のあゆみ』1983, p.290.）

明治23年11月18日、帝国議会速記録を官報局に委託し、官報付録として日々刊行することが決定された（日本速記協会『日本速記百年記念誌』1983, 年表p.14.）

<sup>(37)</sup> 現国会の会議録検索システム。第1回国会の会議録から最新の国会の会議録まで、画像とテキストで利用できる。当館ホームページからアクセス可能である。<<http://www.ndl.go.jp/>>

と質疑が中心であるが、このデータベースでは図表を除いてほとんどすべての部分をテキスト化している。

第91回～第92回帝国議会の会議録は、現在の会議録と同様にひらがな漢字の会議録となっているが、第90回帝国議会以前はカタカナ漢字の会議録となっている。データベースにおいては、カタカナ文は、基本的にはひらがな文に変換して読みやすく利用しやすいようにした。その結果、法案等カタカナで表記されていることが望ましいところもひらがな文になっている。また、テキストにおける漢字は、JISの第一、第二水準に置き換えている。画像が判明しないためテキストの置き換えができない箇所は「＝(げた)」とした。テキスト化には細心の注意を払ったつもりであるが、当然間違いがあり、これは利用者からの指摘等を含め、みっかり次第修正していくつもりである。このようにテキストは利用面を考慮して作ったものであり、会議録として正式なものは画像データである。

置き換え文字や現在と異なる文字については、できるだけ自動的にもとの文字まで検索できるようにしている。例えば、「国」は帝国議会会議録のテキストでは、そのままの「國」となっているが、検索では「国」と入れれば自動的に「國」を検索するようになっている。

検索画面は、国会会議録検索システムの利用者があまり違和感なく利用できるように、このシステムと似た構造にしてある。「選択」では右フレームに選択項目が出てくるが、例えば会議名などはこれまで説明したように法案名を冠した会議名となっているため、長い名称のものが多いため。選択画面では短く途中で切らざるを得ないが、その部分にカーソルを当てると下に完全な名称が表記されるように工夫してある。

また、帝国議会会議録検索システム独自のものとして発言者に「選出」というものがある。これは皇族、公爵、勅選議員などの貴族院議員

の議員資格で、それをもとに検索したり絞り込んだりするためのものである。発言した議員には、よみがな、所属会派、選出、肩書き、在任期間などの発言者情報を付与してある。政府委員は肩書きのみとなっている。

おわりに

「はじめに」で帝国議会会議録は貴重な一級品の資料だと記したが、特に議事速記録は生きた資料といえる。そして生きた資料としたのは両院の規則<sup>(35)</sup>に規定されているように速記によるところが大である。速記があったからこそ、帝国議会の会議録が今日まで生きた資料として利用できるようになったといえる。最後に、議事速記録が作成されるようになった過程を紹介してみたい<sup>(38)</sup>。

速記は田鎖綱紀の個人的な興味から研究が始まった。田鎖氏は英国の早書取り術であるフォノグラフ、米国のアメリカンスタンダードステノフォノグラフィー、スペイン語のラングレー式などの海外で行われていた速記法を調べ、それを日本語に応用しようするがうまくいかず、ずいぶん苦労したようである。様々な試行錯誤の結果、音声を代表させる基礎符号の作成に立ち至り、日本語の速記の原型ができたようである。その内容をたまたま、「日本傍聴記録法(ジャパネースホノグラフィー)」として『時事新報』169号(明治15年9月19日)に掲載したことが、大きな反響を呼んだ。反響に対応するためには講習会を開催するしかなくなり、明治15年10月28日に第1回の講習会が開かれた。しかし、受講生達は6ヶ月の講習を受けて卒業したものの、その程度ではほとんど書き取れず、また書き取ったものが読めないという有様で、周囲から冷笑を浴びせられる苦しい日々が続いたようである。それでも、卒業生を中心に改良を重ね

(38) 北岡博『議会速記記事始め—帝國議会の裏方達—』北岡博, 2003.

ていき、また実地訓練を重ねることによって徐々に使えるものになっていった。

明治17年頃から県議会で議事録を速記によって作成するようになって、明治20年までには埼玉、群馬、茨城、長野、愛知で、そして明治時代中かなりの県で速記を採用した議事録を作成するようになっていった。また速記は、図書や新聞で少しずつ実績を上げていき、明治22年ごろには世間で認められるレベルにまで達した。

第1回の卒業生であり実用面での実質的な創始者といえる若林珅蔵は、帝国議会で速記を採用してもらうために速記者を養成し、また速記が帝国議会での使用に耐えうる水準であることを機会を見つけて実際に示していった。帝国議会での使用というのは、速記が完全にでき、迅速に清書ができて翌日の官報に掲載できるということであった。その上、ある程度の人数が揃っている必要があった。

一方議会開設に向けて様々な準備を進める中で、帝国議会の議事録をどうするかは大きな問題であった。明治22年5月、枢密院書記官金子堅太郎は帝国議会の準備に関して、伊藤博文枢密院議長と井上毅枢密院書記官長に意見書を提出したが、その中に、「議事を速記して議事録を作製するに、速記術を用ひるべきか、摘録筆記だけで満足して可なりや」という項目があった。この意見書を契機として、金子堅太郎は海外の議事録の調査に派遣され、1年近い調査を終えて帰国したのは明治23年6月で、議会開会までにいくらもなかった。また、議会開設の準備のため内閣に臨時の帝国議会事務局を設置<sup>(39)</sup>し、総裁に井上毅、書記官に曾禰荒助(\*帝国議会開会時は衆議院書記官長~現在の事務総長)をあてた。帰国後、初代貴族院書記官長に任命されていた金子は若林とその門下生に対して何度かの私的なあるいは半ば公的な試験を行い、ついに金子は井上に速記の採用を進言し、帝国議

会での速記の採用が決定した。

議会開会までの時間もなかった上、当時は意見も割れていたこともあって、もし試験の結果が思わしくなかったなら、それまで主に行われていた聞き書きして内容をまとめる、先の子の表現によれば摘録筆記、という方向に行ったことであろう。歴史上のことに「もし」はないけれども、もしそのとき速記が採用されなかったなら、速記のその後の進展はあまり望めず、帝国議会の会議録に限らず現在の国会の会議録も今のような形で残らなかったかもしれない。あるいは帝国議会開会という目標があったから、必死になってそこまでたどり着いたといえるのかもしれない。

第1回帝国議会の会議録「院の成立(議長副議長選挙)」(明治23年11月25日)の冒頭には、仮議長曾禰書記官長が「…今日ノ景況並ニ結果ハ即速記者ヲシテ筆記セシメテ、之ヲ以テ報道スル事、別段異議モ御座イマセネバ、其事ヲ可決ト認メテ執行致シマス」と投げかけて、「満場異議ヲ唱フル者ナシ」と記されている。

また、帝国議会の速記録を官報で刊行する事に同意した高橋健三官報局長は、帝国議会開会時には速記を用い、それを官報附録として発行したいと考えていた理解者であった。高橋官報局長は、官報局にある印刷機では会議録の印刷に耐えないとして、自らフランスに渡り高速の印刷機を購入して9月末には官報局に設置し、帝国議会の開会に間に合わせたということもある。

このように、速記録の実現は政策によってというよりも、個人の情熱によって状況が切り開かれていったといえる。帝国議会が開かれる少し前に、タイミングよく速記をわが国に導入した者がおり、開会の直前になんとか議会に導入できるレベルにまで高めた者がおり、しかも帝国議会で必要な数の優秀な速記者が養成され、

(39) 明治22年10月14日、臨時帝国議会事務局官制の公布

さらには官報として会議の翌日には刊行できるような体制がとられたという、きわめて綱渡り的とも偶然ともいえる状況を経て帝国議会の第1回から速記が利用され、今日まで膨大な会議録が残されるということになったのである。まだ海のものとも山のものともわからない、本当に使えるものだと言い切れない時に、あえて使用に踏み切った当時の政府の上層部の判断にも拍手をおくらなければならない。

平成17年度には、衆議院および参議院の事務局では、速記者養成所の入所者募集を中止するという。本会議や委員会の議場に出て速記をとり、それをもとに会議録を作成するというやりかたに近々終止符がうたれるかもしれない。速記がなんとか利用できるようになったことによって会議録が作られ現国会まで綿々と続いてきた

わけである。その会議録が今日では、データベースとインターネットという新しい電子的技術を駆使することによって簡単に利用できるようになったのである。まさにその時に、国会における会議録の作成の根本が変わってしまうかもしれない。時代の大きな流れを感じさせられる。

#### 参考文献

- 1 『議会制度百年史 帝国議会史 上巻、下巻』衆議院、参議院，1990.
- 2 『議会制度百年史 議会制度編』衆議院、参議院，1990.
- 3 田口弼一『帝国議会の構成並に運用』民政社，1939.
- 4 田口弼一『帝国議会の話』啓成社，1931.
- 5 内田健三他編集『日本議会史録1～4』第一法規出版，1991.
- 6 原度『議会法概論』政文堂，1997.

(おおやま ひでひさ 電子情報サービス課)

表1 会期、主な出来事等

議 会	種 別	会 期	院の成立		閉会式	解 散（衆議院） 総選挙（衆議院議員）	内 閣	備 考
			貴族院	衆議院				
							明18.12.22 第1次伊藤内閣	
							明21.4.30 黒田内閣	
							明22.12.24 第1次山県内閣	
							明23.7.1 第1回総選挙	
1	通常	明23.11.29～明24. 3. 7	11.25	11.27	3. 8			(1) 仮議事堂焼失
							明24.5.6 第1次松方内閣	
2	通常	明24.11.26～明24.12.25	11.21	11.21		明24.12.25 解散		(2) 2度目の仮議事堂
						明25.2.15 第2回総選挙		
3	特別	明25. 5. 6～明25. 6.14	5. 2	5. 4	6.15			(3) 予算協賛権
							明25.8.8 第2次伊藤内閣	
4	通常	明25.11.29～明26. 2.28	11.25	11.25	3. 1			
5	通常	明26.11.28～明26.12.30	11.25	11.27		明26.12.30 解散		
						明27.3.1 第3回総選挙		
6	特別	明27. 5.15～明27. 6. 2	5.12	5.14		明27.6.2 解散		(6) 初めての決算審査
						明27.9.1 第4回総選挙		
7	臨時	明27.10.18～明27.10.21	10.15	10.16	10.22			(7) 広島に召集。日清戦争
8	通常	明27.12.24～明28. 3.23	12.22	12.22	3.27			(8) 日清戦争
9	通常	明28.12.28～明29. 3.28	12.25	12.25	3.29			(9) 日清講和、三国干渉
							明29.9.18 第2次松方内閣	
10	通常	明29.12.25～明30. 3.24	12.22	12.23	3.25			(10) 皇太后崩御
11	通常	明30.12.24～明30.12.25	12.21	12.21		明30.12.25 解散		
							明31. 1.12 第3次伊藤内閣	
						明31.3.15 第5回総選挙		
12	特別	明31. 5.19～明31. 6.10	5.14	5.17		明31.6.10 解散		(12) 遼東半島
							明31.6.30 第1次大隈内閣	
						明31.8.10 第6回総選挙		
							明31.11.8 第2次山県内閣	
13	特通	明31.12. 3～明32. 3. 9	11. 7	11.10	3.10			(13) 特別・通常会
14	通常	明32.11.22～明33. 2.23	11.20	11.20	2.24			
							明33.10.19 第4次伊藤内閣	
15	通常	明33.12.25～明34. 3.24	12.22	12.22	3.25			(15) 北清事変
							明34.6.2 第1次桂内閣	
16	通常	明34.12.10～明35. 3. 9	12. 7	12. 7	3.10			(16) 田中正造直訴
						明35. 8.10 第7回総選挙		
17	通常	明35.12. 9～明35.12.28	12. 6	12. 8		明35.12.28 解散		
						明36. 3. 1 第8回総選挙		
18	特別	明36. 5.12～明36. 6. 4	5. 8	5.11	6. 5			
19	通常	明36.12.10～明36.12.11	12. 5	12. 7		明36.12.11 解散		(19) 勅語奉答文
						明37.3.1 第9回総選挙		
20	臨時	明37. 3.20～明37. 3.29	3.18	3.19	3.30			(20) 日露戦争
21	通常	明37.11.30～明38. 2.27	11.28	11.28	2.28			(21) 日露戦争
22	通常	明38.12.28～明39. 3.27	12.25	12.25	3.28			
							明39.1.7 第1次西園寺内閣	
23	通常	明39.12.28～明40. 3.27	12.25	12.25	3.28			
24	通常	明40.12.28～明41. 3.26	12.25	12.25	3.27			
						明41.5.15 第10回総選挙		
							明41.7.14 第2次桂内閣	
25	通常	明41.12.25～明42. 3.24	12.22	12.24	3.25			
26	通常	明42.12.24～明43. 3.23	12.22	12.22	3.24			
27	通常	明43.12.23～明44. 3.22	12.20	12.20	3.23			(27) 韓国の併合、大逆事件
							明44.8.30 第2次西園寺内閣	

議会	種別	会期	院の成立		閉会式	解散(衆議院) 総選挙(衆議院議員)	内閣	備考
			貴族院	衆議院				
28	通常	明44.12.27~明45. 3.25	12.23	12.25	3.26			28 辛亥革命、清朝の滅亡
						明45.5.15 第11回総選挙		
29	臨時	大元 8.23~大元 8.25	8.21	8.22	8.26		大元12.21 第3次桂内閣	29 明治天皇崩御
30	通常	大元12.27~大 2. 3.26	12.24	12.24	3.27		大2.2.20 第1次山本内閣	30 護憲運動
31	通常	大 2.12.26~大 3. 3.25	12.24	12.24	3.26		大3.4.16 第2次大隈内閣	31 シーメンス事件 中華民国承認
32	臨時	大 3. 5. 5~大 3. 5. 7	5. 4	5. 4	5. 8			32 皇太后大喪費
33	臨時	大 3. 6.22~大 3. 6.28	6.20	6.20	6.29			33 海軍軍備補充費
34	臨時	大 3. 9. 4~大 3. 9. 9	9. 3	9. 3	9.10			34 対独戦役軍事費
35	通常	大 3.12. 7~大 3.12.25	12. 5	12. 5		大3.12.25 解散		
						大4.3.25 第12回総選挙		
36	特別	大 4. 5.20~大 4. 6. 9	5.17	5.18	6.10			
37	通常	大 4.12. 1~大 5. 2.28	11.29	11.29	2.29		大5.10.9 寺内正毅内閣	
38	通常	大 5.12.27~大 6. 1.25	12.25	12.25		大6.1.25 解散		
						大6.4.20 第13回総選挙		
39	特別	大 6. 6.23~大 6. 7.14	6.21	6.22	7.15			39 欧州大戦、臨時外交調査委員会
40	通常	大 6.12.27~大 7. 3.26	12.25	12.25	3.27		大7.9.29 原内閣	40 欧州大戦 ロシア革命
41	通常	大 7.12.27~大 8. 3.26	12.25	12.25	3.27			41 シベリア出兵、米騒動
42	通常	大 8.12.26~大 9. 2.26	12.24	12.24		大9.2.26 解散		42 パリ講和会議 シベリア出兵
						大9.5.10 第14回総選挙		
43	特別	大 9. 7. 1~大 9. 7.28	6.29	6.30	7.29			
44	通常	大 9.12.27~大10. 3.26	12.25	12.25	3.27		大10.11.13 高橋内閣	
45	通常	大10.12.26~大11.3.25	12.24	12.24	3.26			45 皇太子摂政就任 ワシントン条約
46	通常	大11.12.27~大12.3.26	12.25	12.25	3.27		大12.9.2 第2次山本内閣	
47	臨時	大12.12.11~大12.12.23	12.10	12.10	12.24			47 関東大震災の処理対策
48	通常	大12.12.27~大13.1.31	12.25	12.25		大13.1.31 解散	大13.1.7 清浦内閣	48 虎の門事件
						大13.5.10 第15回総選挙	大13.6.11 第1次加藤(高)内閣	
49	特別	大13. 6.28~大13. 7.18	6.25	6.27	7.19			
50	通常	大13.12.26~大14. 3.30	12.24	12.24	3.31			50 衆議院議員選挙法改正
							大14.8.2 第2次加藤(高)内閣	
51	通常	大14.12.26~大15. 3.25	12.25	12.25	3.26		大15.1.30 第1次若槻内閣	51 焼失により仮議事堂
52	通常	昭元 12.26~昭 2. 3.25	12.24	12.24	3.26			52 大正天皇の崩御
							昭2.4.20 田中義一内閣	
53	臨時	昭 2. 5. 4~昭 2. 5. 8	5. 3	5. 3	5. 9			53 金融恐慌対策
54	通常	昭 2.12.26~昭 3. 1.21	12.24	12.24		昭3.1.21 解散		
						昭3.2.20 第16回総選挙		
55	特別	昭 3. 4.23~昭 3. 5. 6	4.20	4.21	5. 7			55 普通選挙後初の議会
56	通常	昭 3.12.26~昭 4. 3.25	12.24	12.24	3.26		昭4.7.2 浜口内閣	56 満州某重大事件 山本宣治議員の暗殺
57	通常	昭 4.12.26~昭 5. 1.21	12.23	12.24		昭5.1.21 解散		57 金解禁
						昭5.2.20 第17回総選挙		
58	特別	昭 5. 4.23~昭 5. 5.13	4.21	4.22	5.14			58 ロンドン条約批准、世界恐慌
59	通常	昭 5.12.26~昭 6. 3.27	12.24	12.24	3.28		昭6.4.14 第2次若槻内閣	59 濱口首相の狙撃 財政経済政策
							昭6.12.13 犬養内閣	



議会	種別	会期	院の成立		閉会式	解散(衆議院) 総選挙(衆議院議員)	内閣	備考
			貴族院	衆議院				
60	通常	昭 6.12.26～昭 7. 1.21	12.23	12.24		昭7.1.21 解散 昭7.2.20 第18回総選挙		60 満州事変
61	臨時	昭 7. 3.20～昭 7. 3.24	3.18	3.19	3.25		昭7.5.26 齋藤内閣	61 満州事変・上海事変追加予算
62	臨時	昭 7. 6. 1～昭 7. 6.14	5.23	5.23	6.15			62 満州国承認、農村救済
63	臨時	昭 7. 8.23～昭 7. 9. 4	8.22	8.22	9. 5			63 農村救済
64	通常	昭 7.12.26～昭 8. 3.25	12.24	12.24	3.26			64 国際連盟脱退
65	通常	昭 8.12.26～昭 9. 3.25	12.23	12.23	3.26		昭9.7.8 岡田内閣	65 帝人事件
66	臨時	昭 9.11.28～昭 9.12.10	11.27	11.27	12.10			66 室戸台風・東北地方凶作対策
67	通常	昭 9.12.26～昭10. 3.25	12.24	12.25	3.26			67 海軍軍縮問題、天皇機関説
68	通常	昭10.12.26～昭11. 1.21	12.24	12.24		昭11.1.21 解散 昭11.2.20 第19回総選挙	昭和11.3.9 広田内閣	
69	特別	昭11. 5. 4～昭11. 5.26	5. 1	5. 2	5.27			69 2.26事件、肅軍演説
70	通常	昭11.12.26～昭12. 3.31	12.24	12.24		昭12.3.31 解散 昭12.4.30 第20回総選挙	昭12.2.2 林内閣 昭12.6.4 第1次近衛内閣	70 新議事堂 割腹演説
71	特別	昭12. 7.25～昭12. 8. 7	7.23	7.24	8. 8			71 盧溝橋事件
72	臨時	昭12. 9. 4～昭12. 9. 8	9. 3	9. 3	9. 9			72 日中戦争対処
73	通常	昭12.12.26～昭13. 3.26	12.24	12.24	3.27			73 国家総動員法
74	通常	昭13.12.26～昭14. 3.25	12.24	12.24	3.26		昭14.1.5 平沼内閣 昭14.8.30 阿部内閣	74 興亜議会
75	通常	昭14.12.26～昭15. 3.26	12.23	12.24	3.27		昭15.1.16 米内内閣 昭15.7.22 第2次近衛内閣	75 税制改革
76	通常	昭15.12.26～昭16. 3.25	12.24	12.24	3.26		昭16.7.18 第3次近衛内閣 昭16.10.18 東条内閣	76 無党派議会 大政翼賛会
77	臨時	昭16.11.16～昭16.11.20	11.15	11.15	11.21			
78	臨時	昭16.12.16～昭16.12.17	12.15	12.15	12.18			78 大東亜戦争開始
79	通常	昭16.12.26～昭17. 3.25	12.24	12.25	3.26	昭17.4.30 第21回総選挙		79 大東亜戦争対処
80	臨時	昭17. 5.27～昭17. 5.28	5.25	5.26	5.29			80 戦時計画造船実施
81	通常	昭17.12.26～昭18. 3.25	12.24	12.24	3.26			
82	臨時	昭18. 6.16～昭18. 6.18	6.15	6.15	6.19			82 企業整備、食糧増産
83	臨時	昭18.10.26～昭18.10.28	10.25	10.25	10.29			83 戦時下国内態勢の強化
84	通常	昭18.12.26～昭19. 3.24	12.24	12.24	3.25		昭19.7.22 小磯内閣	
85	臨時	昭19. 9. 7～昭19. 9.11	9. 6	9. 6	9.12			85 臨時軍事費
86	通常	昭19.12.26～昭20. 3.25	12.24	12.24	3.26		昭20.4.7 鈴木内閣	
87	臨時	昭20. 6. 9～昭20. 6.12	6. 8	6. 8	6.13		昭20.8.17 東久邇宮内閣	87 本土決戦施策
88	臨時	昭20. 9. 4～昭20. 9. 5	9. 1	9. 1	9. 6		昭20.10.9 幣原内閣	88 戦争終結経緯報告
89	臨時	昭20.11.27～昭20.12.18	11.26	11.26		昭20.12.18 解散 昭21.4.10 第22回総選挙	昭21.5.22 第1次吉田内閣	89 戦後初の実質審議 重要法案、憲法改正問題 戦争責任
90	臨時	昭21. 6.20～昭21.10.11	5.16	5.23	10.12			90 憲法議会、重要法案
91	臨時	昭21.11.26～昭21.12.25	11.25	11.25	12.26			91 憲法施行に伴う附属法典
92	通常	昭21.12.28～昭22. 3.31	12.27	12.27		昭22.3.31 解散		92 国会法等重要法案の成立

\* 備考は議会関係・議案のごく一部を記載

表2 貴族院・衆議院の議員数

(開院式当日：欠員も含む)

議会	衆議院	貴族院							勅任			
		計	皇族	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵	勅選	多額納税	帝国 学士院	朝鮮台湾 勅選
1	300	251	10	10	21	14	70	20	61	45		
2		249	9	10	23	15	68	19	63	42		
3		269	9	10	25	14	69	20	81	41		
4		274	9	10	26	15	70	20	82	42		
5		277	11	10	26	15	70	20	80	45		
6		292	12	10	26	15	70	20	95	44		
7		293	12	10	26	15	70	20	96	44		
8		292	12	10	26	15	70	20	95	44		
9		293	12	10	30	15	69	20	93	44		
10		301	12	10	30	15	70	20	100	44		
11		331	13	10	30	15	69	35	114	45		
12		328	12	9	30	15	70	35	112	45		
13		327	12	9	28	15	70	34	114	45		
14		325	12	9	27	15	70	35	112	45		
15		328	13	10	27	15	70	35	113	45		
16		327	13	10	27	15	70	35	113	44		
17	376	326	14	11	28	15	69	35	110	44		
18		325	13	11	28	15	70	35	108	45		
19		331	13	11	29	14	70	35	114	45		
20	379	331	13	10	30	15	70	35	114	44		
21		365	13	10	30	17	70	56	125	44		
22		360	13	10	29	17	69	56	121	45		
23		364	13	10	29	17	70	56	124	45		
24		368	17	13	30	15	68	56	125	44		
25		368	16	13	29	17	70	56	124	43		
26		370	15	13	30	17	70	56	125	44		
27		360	14	13	30	17	70	55	116	45		
28		380	14	16	31	17	70	63	124	45		
29	381	379	13	16	31	17	70	63	124	45		
30		379	13	16	31	17	70	63	124	45		
31		369	12	15	33	16	68	63	120	42		
32		378	12	14	34	17	69	62	125	45		
33		376	12	14	34	16	68	63	125	44		
34		376	12	13	33	17	70	63	125	43		
35		377	12	13	34	17	69	63	125	44		
36		374	12	13	33	17	68	63	124	44		
37		374	12	12	34	17	69	63	122	45		
38		377	12	13	36	17	69	62	124	44		
39		378	12	13	36	17	69	62	124	45		
40		380	13	13	36	17	69	63	124	45		
41		398	14	13	37	19	73	72	123	47		
42		394	14	13	35	20	72	73	120	47		
43	464	397	15	13	35	20	71	72	124	47		
44		392	15	14	34	20	72	72	118	47		
45		393	16	14	34	20	73	73	117	46		
46		404	19	14	33	20	73	73	125	47		

議会	衆議院	貴族院							勅 任			
		計	皇 族	公 爵	侯 爵	伯 爵	子 爵	男 爵	勅 選	多額納税	帝 国 学 士 院	朝鮮台湾 勅 選
47		394	16	14	31	20	73	73	120	47		
48		391	16	14	31	20	72	73	119	46		
49		398	15	15	30	20	73	73	125	47		
50		390	15	15	30	20	71	70	122	47		
51		403	18	15	31	18	66	65	120	66	4	
52		405	17	15	31	18	66	66	122	66	4	
53		406	17	15	30	18	66	66	125	65	4	
54		398	17	13	30	18	65	65	121	65	4	
55	466	404	17	13	30	18	66	65	125	66	4	
56		401	16	13	30	18	66	65	124	65	4	
57		397	15	14	29	18	66	66	119	66	4	
58		398	16	14	29	18	66	65	120	66	4	
59		400	17	14	29	18	66	64	123	65	4	
60		401	16	14	29	18	65	65	125	65	4	
61		403	16	14	30	18	65	66	125	65	4	
62		400	16	14	30	18	65	65	124	64	4	
63		401	16	14	30	18	65	66	123	65	4	
64		405	18	14	30	18	66	66	123	66	4	
65		401	17	15	30	18	66	65	122	65	3	
66		411	18	16	33	18	66	65	125	66	4	
67		412	18	16	33	18	66	66	125	66	4	
68		411	19	16	35	18	65	66	122	66	4	
69		407	17	16	35	18	66	66	119	66	4	
70		408	18	16	36	18	66	65	121	64	4	
71		412	18	16	36	18	65	65	125	65	4	
72		412	18	16	36	18	65	65	125	65	4	
73		409	17	16	36	18	65	65	122	66	4	
74		413	16	17	37	18	66	66	123	66	4	
75		414	16	17	37	18	66	66	124	66	4	
76		412	16	17	36	18	66	66	125	64	4	
77		414	16	18	37	18	66	65	125	65	4	
78		412	16	18	37	18	65	65	124	65	4	
79		412	16	18	37	18	65	65	124	65	4	
80		412	17	18	37	18	65	66	123	64	4	
81		409	17	18	35	18	64	66	122	65	4	
82		415	16	19	36	17	66	66	125	66	4	
83		414	16	19	36	18	66	66	124	66	3	
84		413	16	19	34	18	66	66	124	66	4	
85		414	16	19	34	18	66	66	125	66	4	
86		409	16	19	34	18	64	66	123	65	4	
87		417	15	19	34	18	65	64	123	65	4	10
88		412	15	19	34	18	64	62	121	66	4	9
89		418	15	17	34	18	66	66	125	64	4	9
90		335		10	23	14	57	59	105	54	4	9
91		372		10	23	18	66	65	122	64	4	
92		373		10	23	18	66	65	123	64	4	